

Abeanary 通信

～トピックス～

1. 2割特例の適用に「不適用届出書」提出が必要な場合がある
2. 税務カレンダー（2024年1月、2月の税務）
3. おすすめ書籍のご紹介



経営者の名言シリーズ

人生・仕事の結果 = 考え方 × 熱意 × 能力

稲盛和夫（京セラ創業者）

※経営者100の言葉より引用

2割特例の適用に「不適用届出書」提出が必要な場合がある

◆令和5年10月31日付国税庁の周知依頼

インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になった事業者には「2割特例」という3年間の納税の経過措置が設けられています。

これに関して、国税庁から、「インボイス発行事業者の登録申請書のほか、インボイス制度開始の日（令和5年10月1日）を含む課税期間に係る『消費税課税事業者選択届出書』を提出している場合には、課税時間の末日までに『課税事業者選択不適用届出書』を提出しないと2割特例が適用されなくなるから要注意!!」ということを周知してもらうよう日本税理士会連合会宛に依頼がありました。

◆何らかの理由で選択していたら再度検討を

インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になる場合には、インボイス発行事業者の登録申請書を提出すれば、インボイス制度開始の日（令和5年10月1日）からインボイス発行事業者となり、同日から課税事業者となっています。同日からの適用であれば、「消費税課税事業者選択届出書」の提出は不要でした。

しかしながら、何らかの理由（=たとえば、令和5年10月1日より前に設備投資等がありその消費税還付目的

があったなど）で、「消費税課税事業者選択届出書」を提出していた場合には、国税庁からの周知にある追加手続きをすべきか否か、再度、納税額のシミュレーションをし直して、対応を確認する必要があります。

予定通り設備投資等がなされていれば当初の選択通りでよいかもしれませんが、経済事情の悪化等で設備投資が先延ばしされていた場合などには、見積納税額の計算のし直しが必要となるでしょう。

◆ギリギリまで検討できるが早めに対応を

通常、消費税の課税選択等の適用申請は、適用を希望する「課税期間の初日の前日までに」とされています。

しかしながら、経過措置関連では、「課税期間の末日までに」という措置が取られており、今回の「2割特例適用のための『課税事業者選択不適用届出書』の提出も課税期間の末日までに」とされています。

どちらが得なのか、損をしないのかのシミュレーションをする時間は課税期間の末日までありますが、通信環境システムの不具合などで遅れることのないように、早めに対応した方が良いでしょう。

2024年1月の税務

1月10日

- 前年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付（年2回納付の特例適用者は前年7月から12月までの徴収分を1月22日までに納付）

1月31日

- 支払調書の提出
- 源泉徴収票の交付
- 固定資産税の償却資産に関する申告
- 11月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税＞
- 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞

2024年2月の税務

2月13日

- 1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

2月29日

- 12月決算法人及び決算期の定めのない人格なき社団等の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税＞
- 3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞
- 法人の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞
- 6月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）

- 5月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）
- 消費税の年税額が400万円超の2月、5月、8月決算法人の3月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞
- 消費税の年税額が4,800万円超の10月、11月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（9月決算法人は2ヶ月分）＜消費税・地方消費税＞
- 給与支払報告書の提出

- 給与所得者の扶養控除等申告書の提出（本年最初の給与支払日の前日）
- 個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第4期分）（1月中において市町村の条例で定める日）

- 消費税の年税額が400万円超の3月、6月、9月決算法人の3月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞
- 消費税の年税額が4,800万円超の11月、12月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告（10月決算法人は2ヶ月分）＜消費税・地方消費税＞

- 前年分贈与税の申告（申告期間：2月1日から3月15日まで）
- 前年分所得税の確定申告（申告期間：2月16日から3月15日まで）
- 固定資産税（都市計画税）の第4期分の納付（2月中において市町村の条例で定める日）

おすすめ書籍のご紹介

仕事ができる人が見えないところで必ずしていること

ジャンル スキルアップ・キャリア
著者 安達裕哉
出版社 日本実業出版社
定価 1,650円（税込） 出版日 2023年11月01日

評点
総合 4.0 ★★★★★
革新性 3.5 ★★★★★
明瞭性 4.5 ★★★★★
応用性 4.0 ★★★★★

「背中を見て学ぶ」という言葉がある。ビジネスの現場では近年、「非効率だ」と指摘されることもあるやり方だが、学び手が前のめりである限り、学ぶ手段として有効であることに変わりはないだろう。本書はいわば、著者がさまざまな「仕事ができる人」の背中を見て学んだことが詰まった一冊だ。

著者の安達裕哉氏は、デロイト トーマツ コンサルティング(現アビームコンサルティング)に新卒入社し、大阪支社長と東京支社長を歴任したのちに独立した人物で、これまで実に3000社以上の経営者と対峙してきたという。その経験をもとにまとめた前著『頭のいい人が話す前に考えていること』は、2023年を代表するベストセラーとなっている。

本書は、著者がコンサルタントとして出会ってきたさまざまな「仕事ができる人」をじっくり観察し、その人たちが「見えないところで必ずしていること」をまとめた一冊だ。多くの項では、著者が「仕事ができる人」に対し、その行動や発言の意図を尋ね、教えを請う会話が再現されている。

◆◆◆詳細が気になった方はぜひ、「フライヤー」をご利用ください◆◆◆

書籍要約サービス「フライヤー」の詳細・お申込みはこちら



株式会社 アビナーリーマネジメント
税理士法人 アビナーリーマネジメント
株式会社 アビナーリーネクスト



〒980-0811
仙台市青葉区一番町1-9-1
仙台トラストタワー7F
TEL: 022-225-5090
FAX: 022-225-5091
<https://abn-m.or.jp>